

4月7日(日)

▶ 大分県知事選挙・大分県議会議員選挙

4月21日(日)

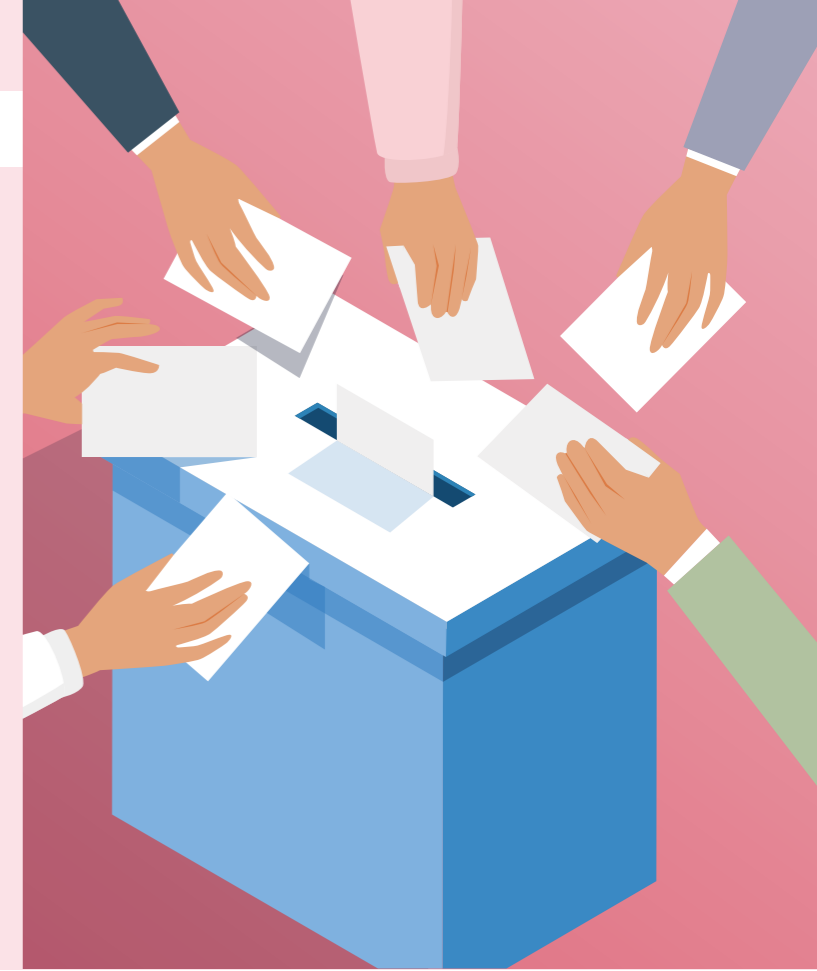
▶ 大分市長選挙

投票時間は、どちらも**午前7時～午後8時** ※終了時刻を繰り上げる投票所があります。
詳しくは、市報4月1日号でお知らせします。

問 大分市選挙管理委員会事務局 ☎537-5652

統一地方選挙は、
私たちの生活に
密接に関係する選挙です。

あなたの大切な一票を
無駄にすることなく
投票に行きましょう。



選挙当日に投票に行けない場合は期日前投票・不在者投票ができます

期日前投票

投票の種類	期日前投票期間	期日前投票場所
①大分県知事選挙	3月22日(金)～29日(金)	市役所第2庁舎6階 大研修室
②大分県議会議員選挙	3月30日(土)～4月6日(土)	市役所第2庁舎6階大研修室、各支所 ※①、②は、4月3日(水)・4日(木)、③は4月17日(水)・18日(木)のそれぞれ午前10時～午後5時、大分大学旦野原キャンパス教養教育棟でも投票できます。
③大分市長選挙	4月15日(月)～20日(土)	

- 投票時間 午前8時30分～午後8時
- 対象 選挙の当日、仕事や旅行などで投票に行けない人
※他市町村の選挙人名簿に登録されている人は、大分市で期日前投票できません。
- 投票方法 宣誓書を提出して、当日投票と同じように投票します。
宣誓書は、投票所入場整理券に印刷しているもの、または各期日前投票所に用意しているものをご利用ください。

不在者投票

郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所に行くことができない人が、投票用紙を請求して自宅などで投票し、郵便などにより送付する制度です。投票するためには事前に大分市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、下記期限内に投票用紙を請求する必要がありますので、早めに手続きをしてください。

「郵便等投票証明書」の交付申請書を大分市ホームページからダウンロードするか、大分市選挙管理委員会に請求してください。また、一定の条件を満たし、自ら記載できない人は「代理記載制度」もあります。

【投票用紙を請求できる期限】

- ・大分県知事選挙・大分県議会議員選挙…4月3日(水)〈必着〉
- ・大分市長選挙…4月17日(水)〈必着〉

指定施設での不在者投票

各都道府県選挙管理委員会の指定する病院・老人ホームなどに入院または入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。

出張先、滞在先での不在者投票

大分市選挙管理委員会に「不在者投票請求書兼宣誓書」により投票用紙を請求する必要があります。郵送によるため、早めに手続きをしてください。

各選挙の告示日と投票できる人

選挙名	大分県知事選挙	大分県議会議員選挙	大分市長選挙
告示日	3月21日(水)	3月29日(金)	4月14日(日)
年齢	平成13年4月8日までに生まれた人		平成13年4月22日までに生まれた人
転入者	平成30年12月28日までに転入の届け出をし、引き続き居住している人		平成31年1月13日までに転入の届け出をし、引き続き居住している人
転出者	<ul style="list-style-type: none"> ●県外に転出した人は投票できません。 ●県内の市町村に転出した人で下記①～③の条件をすべて満たす人は、大分市で投票できます。ただし、投票所(期日前投票所)において新旧いずれかの市町村の住民担当課が発行した「居住証明書(無料交付)」の提示、または「引き続き県内に住所を有することの確認」の申請が必要です。なお、「引き続き県内に住所を有することの確認」の申請を行った場合は、その確認のため受け付けに時間がかかります。 ①大分市の選挙人名簿に登録されている人で、平成30年12月7日以降に転出した人 ②転出先の市町村に投票日まで引き続き居住している人 ③転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人 		大分市外に転出した人は投票できません。
市内転居者	平成31年3月9日以降に転居の手続きをした人は、転居前の住所地での投票となります。		平成31年4月3日以降に転居の手続きをした人は、転居前の住所地での投票となります。